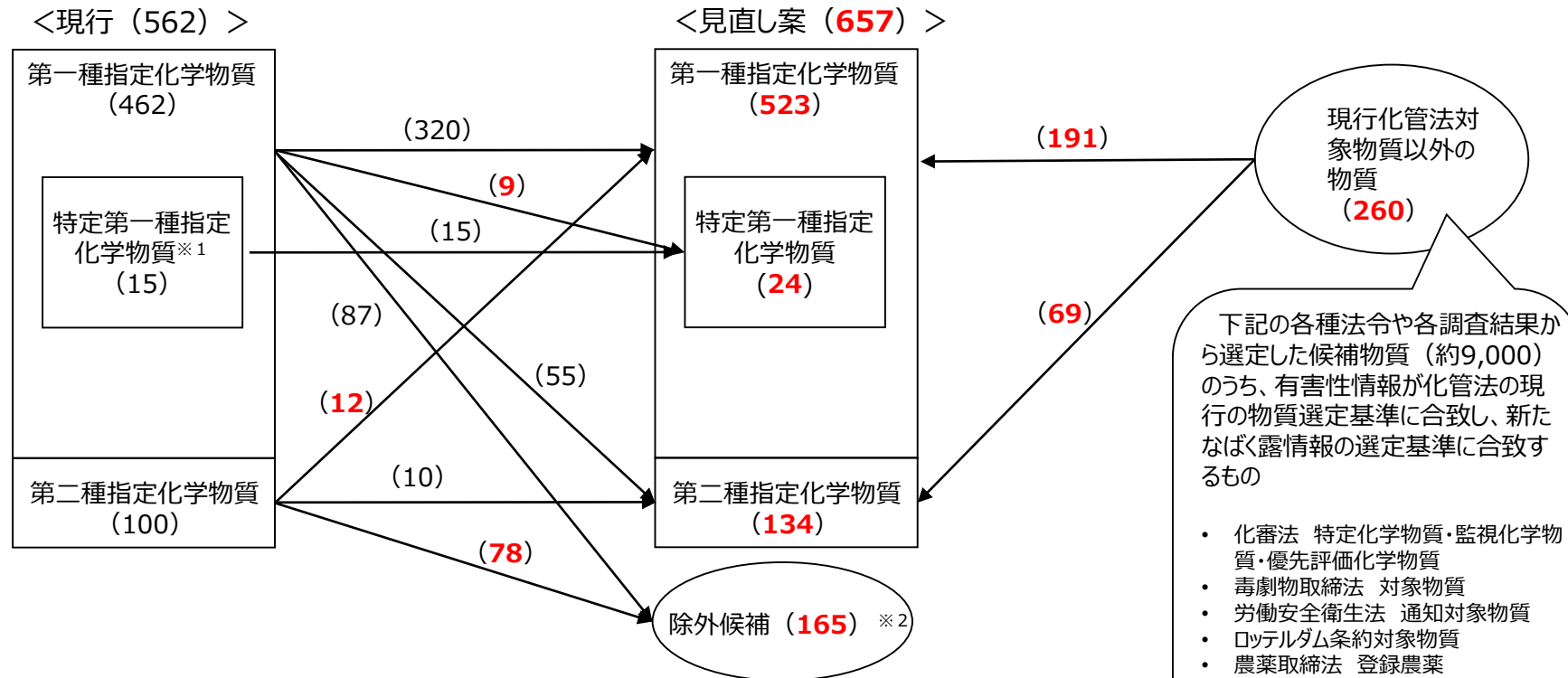


見直しによる化管法対象物質数の概況 (パブコメ対応後・修正)

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**657**物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は**24**物質

(数字は物質数を示している)



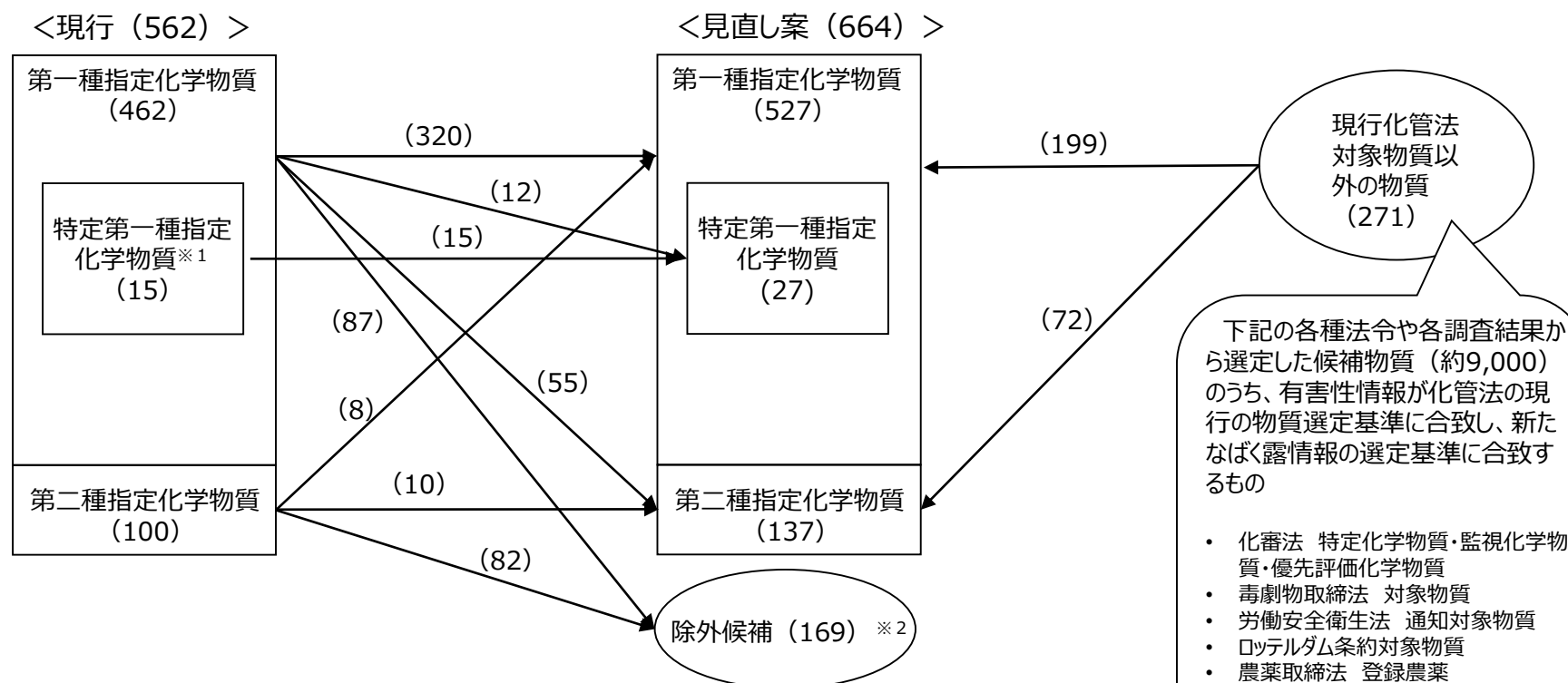
※1：特一は、現行では「発がん性がクラス1 (13物質)」、「生殖毒性がクラス1 (2物質)」及び「変異原性がGHSクラス1A (該当なし)」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1 (7物質)」、「**生殖毒性がクラス1 (鉛)**」及び「生態影響からの指定 (有機スズ化合物のうちトリブチル酸化スズ)」を対象としている。

※2：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい (排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの) を対象としている。

見直しによる化管法対象物質数の概況 (パブコメ時点)

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は664物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は27物質

(数字は物質数を示している)



※1: 特一は、現行では「発がん性がクラス1 (13物質)」、「生殖毒性がクラス1 (2物質)」及び「変異原性がGHSクラス1A (該当なし)」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1 (11物質)」、「生態影響からの指定 (有機スズ化合物)」を対象としている。

※2: 最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい (排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの) を対象としている。